

## 遺伝子組換え作物の栽培試験に係る実施条件（案）について

平成 16 年 11 月 17 日  
農政部道産食品安全室

### 1 趣旨

遺伝子組換え技術は、耐冷性に優れた品種や機能性の高い農産物の開発など、将来的に有用な技術となる可能性があり、試験研究については、積極的に促進していくことが重要である。

一方、道民をはじめ全国の消費者が遺伝子組換え作物の食品に不安を抱いており、また、遺伝子組換え作物の開放系での栽培試験については、一般作物との交雑や混入の影響が懸念されるので、消費者や生産者の理解を得ながら、交雑や混入が起こらない管理体制の下で行うための実施条件を定める。

### 2 実施条件の適用範囲

この実施条件は、道内に所在する試験研究機関<sup>1</sup>が研究ほ場<sup>2</sup>で実施する遺伝子組換え作物の開放系での栽培試験（以下「開放系栽培試験」という。）に適用する。

#### 1 試験研究機関

次の（１）から（３）のいずれかに該当する者（支部、支所などの出先機関を含む。）

- （１）国、独立行政法人及び地方公共団体の試験研究機関
- （２）大学及び高等専門学校
- （３）試験研究を業務として実施する事業者であって、試験研究施設ごとに次の全ての要件を満たすもの

#### 要件 ... 規則等

- ア 専ら試験研究に従事する研究員が 2 名以上配置されていること
- イ 上記の研究員は、学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において必要な課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者であって、2 年以上の遺伝子組換え技術に関する試験研究の実務経験を有すること
- ウ 遺伝子組換え作物の種子及び収穫物をその他の作物の種子及び収穫物と区分して保管・管理できる施設を使用する権原を有すること

#### 2 研究ほ場

試験研究機関が試験研究の用に供する目的で使用する権原を有するほ場（ビニールハウス、ガラス温室を含む。）

### 3 開放系栽培試験に係る実施条件

#### (1) 開放系栽培試験の届出

ア 開放系栽培試験を行おうとする試験研究機関<sup>3</sup>は、あらかじめ、開放系栽培試験ごとに、必要な事項を知事に届け出なければならない。

3 委託試験の場合は、委託者または受託者のいずれかであって、主たる側が届出

イ 開放系栽培試験の届出をしようとする試験研究機関は、あらかじめ、周辺地域、住民等を対象に、開放系栽培試験の内容を周知するための説明会を開催しなければならない。

ウ 知事は、開放系栽培試験の届出があった場合、開放系栽培試験の交雑・混入防止措置について、食の安全・安心委員会（仮称）<sup>4</sup>の意見を聴かななければならない。

4 食の安全・安心委員会（仮称） ... 食の安全・安心条例（仮称）

- ・ 食の安全・安心条例（仮称）で知事の附属機関として設置
- ・ 食の安全・安心の確保に関する重要事項の調査審議及びリスクコミュニケーション
- ・ 消費者、生産者、食品関連事業者、研究者、学識経験者など15名以内で組織

エ 食の安全・安心委員会（仮称）に、専門委員会<sup>5</sup>を設置し、食の安全・安心委員会（仮称）は、開放系栽培試験の交雑・混入防止措置について、科学的見地からの調査審議を付託する。

5 専門委員会（仮称） ... 食の安全・安心条例（仮称）

- ・ 科学的見地からの交雑・混入防止措置に関する調査審議
- ・ 研究者数名で組織

オ 専門委員会は、開放系栽培試験の交雑・混入防止措置について、科学的見地からの調査審議の結果を食の安全・安心委員会（仮称）に報告する。

カ 食の安全・安心委員会（仮称）は、専門委員会の結果を踏まえて、開放系栽培試験の交雑・混入防止措置について、知事に意見を提出する。

キ 知事は、食の安全・安心委員会（仮称）の意見を踏まえて、必要に応じて、試験研究機関に対して、開放系栽培試験の変更などを指示、命令することができる。

ク 開放系栽培試験の届出をした試験研究機関が、届出をした内容の変更をしようとするときは、あらかじめ、必要な事項を知事に届け出なければならない。

## （２） 開放系栽培試験を実施する試験研究機関の遵守事項

知事に届け出て開放系栽培試験を実施する試験研究機関は、農林水産省の「第１種使用規程承認組換え作物栽培実験指針」に準じて定めた次の事項を遵守しなければならない。

ア 開放系栽培試験を実施する試験研究施設に開放系栽培試験を総括する管理責任者を置くこと。

イ 一般作物との交雑を防止するとともに、一般作物の種子や収穫物への混入を防止すること。

ウ 開放系栽培試験の終了後、開放系栽培試験に用いた遺伝子組換え作物の処理や収穫物の使用、搬出等に関する状況を記録し、保管すること。

エ 一般作物への交雑の有無を確認するため、指標作物の栽培など必要なモニタリング措置を実施するとともに、モニタリング措置の結果を速やかに知事に報告すること。

オ 一般作物との交雑や混入の恐れのある事態が生じたときには、直ちに知事に報告し、その指示に従うこと。

カ 一般作物との交雑や混入など不測の事態が生じた場合、直ちにその状況を知事に報告する等、必要な措置を講ずること。

## 開放系栽培試験に係る届出事項（案）

毎年度、開放系栽培試験を行う遺伝子組換え作物ごとに届出

### 1 試験研究機関（申請者）の名称

### 2 開放系栽培試験の目的

### 3 開放系栽培試験計画の概要

- ( 1 ) 開放系栽培試験に使用する遺伝子組換え作物の名称
- ( 2 ) 第一種使用規程の承認取得年月日
- ( 3 ) 食品衛生法に基づく審査又は飼料安全法に基づく確認の該当性
- ( 4 ) 開放系栽培試験の実施予定期間
- ( 5 ) 開放系栽培試験の規模（面積）
- ( 6 ) 開放系栽培試験を実施する区画の位置（位置図等を添付）
- ( 7 ) 開放系栽培試験を実施する試験研究機関の周辺における一般作物の栽培（計画）  
状況
- ( 8 ) 開放系栽培試験の管理体制に関する具体的な内容
- ( 9 ) 一般作物との交雑防止措置に関する具体的な内容
- ( 10 ) 一般作物との混入防止措置に関する具体的な内容
- ( 11 ) 交雑確認のためのモニタリング措置に関する具体的な内容
- ( 12 ) 情報提供に関する具体的な内容

### 4 その他

- ( 1 ) 第一種使用規程及び生物多様性影響評価書の概要等の添付
- ( 2 ) 地域説明会の開催結果の概要の添付
- ( 3 ) 試験研究機関の要件を証明する書類の添付 など